

○CNG車普及促進モデル事業実施要綱

平成20年3月19日 国自総第491号

国自貨第203号

1. CNG車普及促進モデル事業の背景・目的

大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題が依然として厳しい状況にあることから、環境にやさしい低公害車の普及を促進し、大気環境の改善を図ることが強く求められている。

CNG車は、排出ガス中の黒煙がゼロなど極めて高い環境性能を有する低公害車であるものの、走行距離やCNGスタンドの使用などの制約があり、個々の事業者においては積極的に導入されていない状況となっている。

CNG車普及促進モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、これらの状況を踏まえ、CNG車の普及に適し、かつ、環境対策に関心の高い先進的な地域において、地方公共団体を中心とする関係者の協力の下、集中的かつ計画的なCNG車の導入及びCNG車導入に向けた環境整備を実施し、CNG車の普及の更なる促進を図るものである。

2. CNG車普及促進モデル事業実施地域の指定

(1) 国土交通省自動車交通局長は、地方公共団体の申請に基づき、次に掲げる要件に該当する地域で支援措置を講ずることが適当と認めるものをCNG車普及促進モデル事業実施地域（以下「モデル地域」という。）として指定するものとする。

① 以下の構成員からなる協議会が設置されていること。

- ・ 「モデル地域」の指定を受けようとする地方公共団体
- ・ 「モデル地域」内で事業を行っている一般ガス事業者
- ・ 「モデル地域」内に路線のある一般乗合旅客自動車運送事業者又は「モデル地域」内で事業を行っている一般貨物自動車運送事業者若しくは第二種貨物利用運送事業者のうちCNG車の導入を予定している事業者（以下「導入予定事業者」という。）
- ・ 「モデル地域」の区域を管轄する地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）
- ・ 「モデル地域」内で事業を行っている荷主事業者（ただし、当該地域内に適当な荷主事業者が所在しない場合を除く。）

このほか、必要に応じ、都道府県バス協会、都道府県トラック協会、学識経験者、地元関係者、NPO等の関係団体等を構成員に加えることができる。

② 前号の協議会において、次に掲げる事項を定めた3箇年程度のCNG車普及促進計画が策定されていること。

イ CNG車の普及促進に向けた考え方

ロ 実施予定のモデル事業の概要

- ハ 協議会の推進体制
- ニ CNG車の導入目標
- ホ CNGスタンドの整備計画
- ヘ CNGスタンドのサービス向上策
- ト 当該計画により見込まれる大気汚染状況の改善効果

(2) 前項による「モデル地域」の指定を受けようとする地方公共団体の区域を管轄する地方運輸局は、前項の協議会に対し、CNG車普及促進計画の策定のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

3. 「モデル地域」の指定の申請手続

- (1) 2. (1) による「モデル地域」の指定を受けようとする地方公共団体は、申請書にCNG車普及促進計画を添え、国土交通省自動車交通局長の定める期間内に、地方運輸局自動車交通部（沖縄総合事務局運輸部を含む。以下同じ。）を經由して国土交通省自動車交通局長に提出するものとする。地方運輸局自動車交通部は、指定申請に関し、必要事項を聴取し国土交通省自動車交通局長に報告するものとする。
- (2) 国土交通省自動車交通局長は、前項の指定申請があった場合は、その申請が国土交通省自動車交通局に到達した日から1か月以内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。
- (3) 協議会において、CNG車普及促進計画を変更（CNG車の導入目標台数の追加又は大幅な削減、CNG車普及促進計画の計画期間の延長その他モデル事業の実施に大きな影響を与えるような変更に限る。）したときは、「モデル地域」の指定を受けた地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通省自動車交通局長の定める期間内において変更後すみやかに、地方運輸局自動車交通部を經由して国土交通省自動車交通局長に提出するものとする。
 - ① 地方公共団体名及び地方公共団体の長の名
 - ② 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）
 - ③ 変更しようとする理由

4. 指定結果の通知

国土交通省自動車交通局長は、2. により「モデル地域」を指定した場合には、速やかに結果を地方運輸局自動車交通部を通じて申請者に通知するとともに、自動車交通局ホームページ等で公表する。

5. 「モデル事業」の実施

- (1) 協議会は、CNG車普及促進計画に基づき、モデル事業を実施する。
- (2) 「モデル地域」の指定を受けた地方公共団体は、CNG車普及促進計画に記載された導入予定事業者のうち当該指定前に低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成20年3月19日付け国自総第485号、国自貨第201号）に基づく申請を行った導入予定事業者がある場合は、当該事業者について地方運輸局自動車交通部を經由して国土交通省自動車交通局長に報告する。

- (3) 国土交通省自動車交通局長は、「モデル事業」の実施に際しては、積極的な広報を含めた重点的な支援措置を講ずることにより、当該地域におけるCNG車の普及の更なる促進を図るものとする。

6. 「モデル地域」の指定の取消し

国土交通省自動車交通局長は、2. の規定により「モデル地域」の指定を受けた地域について、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- ① 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- ② 指定を受けた地域が、2. に定める要件を満たさなくなったとき。
- ③ 正当な事由がないのに、指定を受けてから相当の期間内に「モデル事業」を開始せず、又は適切にモデル事業を実施していないとき。

7. 「モデル事業」のフォローアップの実施

協議会は、毎年度、実施した前年度の「モデル事業」のフォローアップ調査を実施し、「モデル地域」の指定を受けた地方公共団体が、国土交通省自動車交通局長の定める期限までに、調査報告書を地方運輸局自動車交通部を經由して国土交通省自動車交通局長に報告する。

8. その他

その他、この要綱の実施に必要な事項については別途定める。

附 則

1. この要綱は、平成20年度の事業から適用する。
2. CNG車普及促進モデル事業実施要綱（CNG車普及促進モデル事業実施要綱（平成19年3月30日付け国自総第567号、国自貨第160号）は、廃止する。